

堺市障害者自立支援協議会 障害当事者部会委員公募要領

(目的)

第1条 この要領は、堺市障害者自立支援協議会障害当事者部会委員の公募を実施するにあたり、透明性と公平性の確保を図るため、障害当事者部会委員候補者名簿（以下「候補者名簿」という。）作成及び候補者名簿作成会議（以下「会議」という。）の設置に関することについて必要な事項を定める。

(公募の方法)

第2条 公募の方法は、別に定める。

(会議の委員)

第3条 会議の委員は、障害者自立支援協議会会長及び副会長と、その他協議会委員により構成され、会議委員名簿は別に定める。

(会議の開催等)

第4条 会議の開催等は次のとおりとする。

- (1) 会議は堺市障害者自立支援協議会会長が召集し、座長となる。
- (2) 会議は別に定める選考基準に基づいて評価する。
- (3) 会議は非公開とする。
- (4) 会議の庶務は、障害施策推進課において行う。

(応募者の選考及び候補者名簿の作成)

第5条 応募者から提出された志望動機等について、別に定める選考基準に基づき、第6条に定める評価の視点に照らして5段階の評価を行い、点数化された合計点数の順に従い、候補者名簿を作成する。なお合計点数を同じくする者がある場合は、委員全員の択一投票によって順位を決定する。

- 2 候補者名簿の有効期間は、委員の任期と同様とする。
- 3 候補者名簿は、障害種別ごとに作成する。

(評価の視点)

第6条 評価においては次のことを勘案することとする。

- (1) 応募資格要件
- (2) 応募動機
- (3) 健康状態

附 則

この要領は、平成22年2月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。